



初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン（概要版）



令和5年7月4日 文部科学省初等中等教育局

本ガイドラインの位置付け	各学校で生成A Iを利用する際のチェックリスト
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒や教師を含め、社会に急速に普及しつつある現状もあり、一定の考え方を国として示すことが必要である。 ○ 学校関係者が現時点で生成A Iの活用の適否を判断する際の参考資料として、令和5年6月末日時点の知見をもとに暫定的に取りまとめるものである（一律に禁止や義務づけを行う性質のものではない）。 ○ 本ガイドライン公表後も、「広島A Iプロセス※」に基づく様々なルールづくりの進展、科学的知見の蓄積、サービス内容や利用規約の変更、学校現場の優れた取組事例、本ガイドラインに対する幅広い関係者からのフィールドバックなどを踏まえて、機動的に改訂を行うこととする。 <p>※G7広島サミットで合意されたA I活用と規制の国際的なルール作りに向けた議論</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 生成A I ツールの利用規約を遵守しているか（年齢制限・保護者同意を遵守しているか） □ 事前に、生成A Iの性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方等に関する学習を実施しているか。 □ 教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで利用の適否を判断しているか □ 個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導を行っているか □ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか □ 生成A Iに全てを委ねるのではなく最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導を行っているか □ A Iを利用した成果物については、A Iを利用した旨やA Iからの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか □ 読書感想文などを長期休業中の課題として課す場合には、A Iによる生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどを十分に指導しているか。保護者に対しても、生成A Iの不適切な使用が行われないよう、周知・理解を得ているか □ 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成A Iツールを選択しているか
<h3>生成A Iの教育利用の方向性～基本的な考え方～</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点では、限定的な利用から始めることが適切である。一部の学校において、成果・課題を十分に検証し、更なる議論に資することが必要である。 ○ 全ての学校で、情報の真偽を確かめること（ファクトチェック）の習慣付けも含め、情報活用能力を育む教育活動を一層充実させ、A I時代に必要な資質・能力の向上を図る必要がある。 ○ 教員研修や校務での適切な活用に向けた取組を推進し、教師A Iリテラシー向上や働き方改革に繋げる必要がある。 	

郡山市立学校長

郡山市教育委員会教育長 小野 義明

「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」の作成について（通知）

このことについて、福島県教育委員会教育長から別紙写しのとおり依頼がありました。については、貴所属職員に周知するとともに、生成A Iの利用にあたっては、本ガイドラインを参考資料とし、児童生徒の発達段階や実態等を踏まえ、下記の点について十分留意願います。

1 個人情報やプライバシーに関する情報の保護

生成A Iに入力した個人情報やプライバシーに関する情報が生成A Iの機械学習に利用されることがあり、生成A Iから回答として出力されるリスクがあります。また、A Iが生成した回答に不正確な個人情報やプライバシーに関する情報が含まれるリスクもあります。このことから、以下の点について注意願います。

- (1) 個人情報やプライバシーに関する情報を入力しないこと。
- (2) A Iが生成した回答に個人情報やプライバシーに関する情報が含まれている場合には、その回答の利用を差し控えること。

2 著作権の保護

他人の著作物の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権など）の対象となる利用を行う場合には、原則として著作権の承諾が必要となります。

なお、広く一般向けのHPに掲載することや、外部のコンテストに作品として提出するなど、授業目的以外の範囲を超えて利用する場合は、著作権者の承諾を要します。

3 利用規約の遵守

- (1) ChatGPT (OpenAI 社) は13歳以上、18歳未満の場合は保護者同意が必要です。
- (2) Bing Chat (Microsoft 社) は成年であること、未成年の場合は保護者同意が必要です。
- (3) Bard (Google 社) は18歳以上が対象となります。

4 長期休業中の課題等について（文章作成に関するもの）

読書感想文などを長期休業中の課題として課された場合、A Iによる生成物を自己の成果物として応募・提出することは、評価基準や応募規約によっては、不適切又は不正な行為に当たることとなり、自分のためにもならないことから、生成物をそのまま応募・提出することのないよう指導願います。

(担当 学校教育推進課 指導主事 佐藤 友則)